

循環器病対策推進懇話会開催要綱

1 目的

「兵庫県循環器病対策推進計画」（以下「計画」という。）により、本県の循環器病対策を総合的・計画的に推進していくことに関し、有識者や関係団体等から専門的な見地に立った意見等を聴取するため、「循環器病対策推進懇話会」（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 検討事項

- （1）計画の変更、進捗・評価に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、循環器病対策の推進に関し必要な事項。

3 運営

- （1）懇話会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- （2）懇話会の開催に係る構成員の招集は、保健医療部疾病対策課長が行う。
- （3）構成員は、事故その他のやむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ保健医療部感染症等対策室疾病対策課長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- （4）懇話会の議事を進行するため、構成員の互選により、座長を選任する。座長は、構成員の承認を得て、構成員の中から座長代理を指名することができる。
- （5）座長代理は、座長に事故があるときはその職務を代理する。
- （6）保健医療部疾病対策課長は、必要と認めたときは、構成員以外の者に懇話会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- （7）懇話会は、公開とする。ただし、懇話会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。議事録、議事要旨及び懇話会資料は、原則として公開とする。

4 謝金・旅費

- （1）構成員及び構成員の代理人が懇話会に出席したときは、謝金及び旅費を支給する。
- （2）謝金の支給については、別に定める。
- （3）旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

5 委任

この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- (1) この要綱は、令和5年6月1日から施行する。
- (2) この要綱は、令和8年2月9日から施行する。
- (3) この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者 専門医	大竹 寛雅	神戸大学医学部附属病院 副病院長、循環器内科教授、冠動脈疾患治療部部長、脳卒中・心臓病等総合支援センター長
	太田 剛史	神戸市立医療センター中央市民病院 脳神経外科部長
	岡田 健次	神戸大学医学部附属病院 副病院長、心臓血管外科教授、成人先天性心疾患センター長
	篠山 隆司	神戸大学医学部附属病院 病院長補佐、脳神経外科教授
救急業務に 従事する者	小谷 穰治	神戸大学医学部附属病院 救命救急科教授、救急・集中治療センター長、救命救急センター長
循環器病に 係る保健、 医療又は福 祉の業務に 従事する者	井澤 和大	神戸大学大学院保健学研究科 教授
	細谷 亮	神戸リハビリテーション病院 院長
都道府県が 必要と認め る者	北垣 幸央	一般社団法人兵庫県医師会 理事
	平田 健一	一般社団法人兵庫県病院協会 副会長
	松下 清美	公益社団法人兵庫県看護協会 専務理事
	山本 春佳	兵庫県市町保健師協議会 幹事 (伊丹市健康福祉部 保健医療推進室 母子保健課 主査)
	佐藤 裕美	全国健康保険協会兵庫支部 保健師
	木村 宏美	全国心臓病の子どもを守る会兵庫県支部 事務局長
	今枝 睦宏	脳卒中者友の会「あけぼの会」 会長兼事務局長